

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第103号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「請求書は」を「開示請求書は」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第16条第2項」を「第15条第2項」に、「第18条第4項、第22条第3項」を「第23条第4項、第25条第3項、第31条第2項」に、「第25条第2項」を「第35条第3項」に改め、同項第1号中「国民健康保険」を「健康保険」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「第15条第1項、第21条第1項又は」を「第14条第1項、」に改め、「第24条第1項」の右に「若しくは第30条第1項」を、「請求を」の右に「し、又は第35条第1項の規定による申出を」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 外国人登録証明書

(5) 住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード

第5条第2項各号列記以外の部分中「第16条第2項」を「第15条第2項」に改め、「の各号」を削る。

第6条第1項中「第17条第2項」を「第19条第1項」に、「個人情報開示決定通知書（第4号様式）又は個人情報不存在通知書（第5号様式）」を「次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 個人情報の全部の開示をする旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書(第4号様式)

(2) 個人情報の一部の開示をする旨の決定をした場合 個人情報一部開示決定通知書(第5号様式)

第6条第2項各号列記以外の部分中「第17条第3項」を「第19条第2項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 条例第18条第1項の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合 個人情報開示請求拒否決定通知書(第7号様式)

第6条第2項に次の1号を加える。

(3) 開示請求に係る個人情報を保有していないことにより開示しない旨の決定をした場合 不存在による個人情報非開示決定通知書(第8号様式)

第6条第3項を削る。

第20条を第32条とする。

第19条の見出しを「(出資法人)」に改め、同条中「第42条」を「第59条第1項」に、「本市が出資している法人のうち市長が定めるもの」を「別に定める法人」に改め、同条を第31条とする。

第18条中「第41条」を「第58条」とし、同条を第30条とする。

第17条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第8項中「第13条」を「第24条」に、「から第15条まで」を「第26条及び第27条」に改め、同条を第29条とする。

第16条第5項中「前3条」を「第24条（第4項を除く。）」、第26条及び前条」に改め、同条を第28条とする。

第15条を第27条とし、第14条を第26条とし、第13条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（審査会の合議体）

第25条 合議体ごとに合議体の長を置く。

- 2 合議体の長は、会長が指名する。
- 3 合議体の長は、当該合議体の事務を掌理する。
- 4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ合議体の長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 合議体の長は、合議体の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査会に報告しなければならない。
- 6 前条の規定は、合議体について準用する。

第12条の見出し中「個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条を第23条とする。

第11条第1項中「第28条第2項」を「第35条第2項」に、「第19号様式」を「第28号様式」に改め、同条第2項中「第28条第5項」を「第35条第5項」に、「第20号様式」を「第29号様式」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

（個人情報保護審査会諮問通知書）

第21条 条例第37条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（第30号様式）により行うものとする。

(不服申立人等に関する情報の開示実施日等通知書)

第22条 条例第38条において準用する条例第22条第3項の規定による通知は、不服申立てに対する決定(裁決)に基づく開示実施日等通知書(第31号様式)により行うものとする。

第9条及び第10条を削る。

第8条第1項中「第23条第2項」を「第27条第2項」に、「第10号様式」を「第15号様式」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第23条第3項」を「第27条第3項」に改め、同項第1号中「第11号様式」を「第16号様式」に、同項第2号中「第12号様式」を「第17号様式」に改め、同条第3項を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の7条を加える。

(個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第13条 条例第27条第4項において準用する条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(第18号様式)により行うものとする。

(個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第14条 条例第28条の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第19号様式)により行うものとする。

(個人情報提供先訂正通知書)

第15条 条例第29条の規定による通知は、個人情報提供先訂正通知書(第20号様式)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第16条 条例第31条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停

止請求書（第21号様式）とする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 条例第33条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書（第22号様式）により行うものとする。

2 条例第33条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報非利用停止決定通知書（第23号様式）

(2) 個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報一部非利用停止決定通知書（第24号様式）

3 条例第33条第5項の規定による通知は、個人情報利用停止通知書（第25号様式）により行うものとする。

（個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第18条 条例第33条第6項において準用する条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第26号様式）により行うものとする。

（個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第19条 条例第34条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第27号様式）により行うものとする。

第7条中「第22条第1項」を「第25条第1項」に、「請求書は」を「訂正請求書は」に、「第9号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第11条とする。

第6条の2の見出しを「(写し等の交付部数等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「第18条第2項第2号」を「第23条第2項第2号」に改め、同条第1号中「又は120分」を「から120分まで」に改め、同条第2号中「120分」の右に「から180分まで」を加え、同条を同条第2項とし、同項に第1項として次の1項を加える。

条例第23条第2項の規定に基づき、写し又は次項第1号から第3号(同号イに限る。)までに掲げる電磁的記録に係る記録媒体の交付の方法により個人情報の開示をする場合における当該写し又は記録媒体の交付部数は、個人情報の開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

第6条の2を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

(個人情報開示決定等期間延長通知書)

第7条 条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(第9号様式)により行うものとする。

(個人情報開示決定等期間特例延長通知書)

第8条 条例第21条の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第10号様式)により行うものとする。

(個人情報の開示に関する照会書等)

第9条 実施機関は、条例第22条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に意見書を提出する機会を与えようとするときは、その旨を個人情報の開示に関する照会書(第11号様式)により、当該第三者に通知しなければならない。

2 条例第22条第1項又は第2項に規定する意見書は、個人情報の開示に関する意見書（第12号様式）とする。

3 条例第22条第3項の規定による通知は、個人情報の開示に関する決定通知書（第13号様式）により行うものとする。

「健康状態

第1号様式注以外の部分中「健康状態・病歴」を 病歴

遺伝子に関する情報」

に、「身体的特性・能力」を「身体的特質に関する情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」に、「結婚歴・離婚歴」を「婚姻歴」に改める。

第3号様式注以外の部分中「第15条 第1項 第1項  
第2項」を「第14条 第1項 第2項」に

改め、「係る個人情報」の右に「が記録されている公文書」を、「件名又は  
の右に「当該個人情報の」を加え、

「国民健康保険の被保険者証 運転免許証 旅券

戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書 を

その他（ ））」

「健康保険の被保険者証 運転免許証 旅券

外国人登録証明書 住民基本台帳カード

に改める。

戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書

その他（ ））」

第4号様式注以外の部分中「請求が」を削り、「開示については」を「開示

請求について」に、「第17条第1項の規定により」を「第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報を」に改め、「同条第2項の規定により」を削り、「係る個人情報」の右に「が記録されている公文書」を加え、「又は内容」を削る。

第5号様式を次のように改める。



第5号様式 (第6条関係)

### 個人情報一部開示決定通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
個人情報の開示の日時	年 月 日 ( ) <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
個人情報の開示の場所	
個人情報の開示の方法	
個人情報の一部を開示しない理由	京都市個人情報保護条例第16条第 号に該当 ( )
担 当 部 局	電話 —
備 考	

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

- 2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書と本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

第6号様式中「請求が」を削り、「開示については」を「開示請求について」に、「第17条第1項の規定により」を「第19条第2項の規定により、次のとおり個人情報の全部を」に改め、「、同条第3項の規定により」を削り、「係る個人情報」の右に、「が記録されている公文書」を加え、「又は内容」を削り、「第19条第 号」を「第16条第 号」に改める。

第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

第7号様式 (第6条関係)

## 個人情報開示請求拒否決定通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示請求を拒否することを決定したので通知します。	
開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容	
開示請求を拒否する理由	
担 当 部 局	電話 ー

第8号様式 (第6条関係)

## 不存在による非開示決定通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、次のとおり当該開示請求に係る個人情報を保有していないため、京都市個人情報保護条例第19条第2項の規定により、開示しないことを決定したので通知します。	
開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容	
開示請求に係る個人情報を保有していない理由	
担 当 部 局	電話 ー

第12号様式から第16号様式までを削る。

第11号様式中「第8条関係」を「第12条関係」に改め、「請求が」を削り、「訂正については」を「訂正請求について」に、「第23条第1項の規定により」を「第27条第1項の規定により次のとおり個人情報の全部を」に改め、「係る個人情報」の右に「が記録されている公文書」を加え、「又は内容」を削り、同様式を第16号様式とする。

第10号様式中「第8条関係」を「第12条関係」に改め、「請求が」を削り、「訂正については」を「訂正請求について」に、「第23条第1項の規定により」を「第27条第1項の規定により次のとおり個人情報を」に改め、「係る個人情報」の右に「が記録されている公文書」を加え、「又は内容」を削り、

訂正の内容		を
-------	--	---

訂正の内容		に
訂正した日		

改め、同様式を第15号様式とする。

第9号様式注以外の部分中「第7条関係」を「第11条関係」に、

「第1項」を「第1項」に、「第15条第2項」を「第21条第2項」に改め、「第24条第2項」

「第14条第2項」に改め、「係る個人情報」の右に「が記録されている公文書」を加え、「又は内容」を削り、

訂正を請求する箇所及び 請求する訂正の内容		を

請求する訂正の内容		に
訂正請求の理由		

国民健康保険の被保険者証 運転免許証

旅券 戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書) を

その他 ( )」

健康保険の被保険者証 運転免許証 旅券

外国人登録証明書 住民基本台帳カード

戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書

に改め、同様式を第

その他 ( )」

14号様式とする。

第8号様式の次に次の5様式を加える。

第9号様式 (第7条関係)

個人情報開示決定等期間延長通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第20条第2項の規定により、同条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報 が記録されている 公文書の件名	
延長する理由	
当初の開示決定等の 期限	年 月 日
延長後の開示決定等の 期限	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

第10号様式(第8条関係)

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第21条の規定により、同条例第20条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報 が記録されてい る公文書の件名	
特例延長する理由	
当初の開示決定等の 期限	年 月 日
開示請求に係る個人 情報のうちの相当の 部分につき開示決定 等をする期限	年 月 日
上記の期限内に開示 決定等をする部分	
残りの個人情報につ いて開示決定等をする 期限	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー



第11号様式 (第9条関係)

個人情報の開示に関する照会書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

<p>次の公文書に記録されている個人情報について、京都市個人情報保護条例第14条の規定による個人情報の開示請求がありました。</p> <p>この開示請求に係る個人情報には、あなた（貴団体）に関する情報も含まれており、当該個人情報を開示すれば、あなた（貴団体）に関する情報も開示することとなります。</p> <p>この開示請求に係る個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「個人情報の開示に関する意見書」により、年 月 日までに回答してください。</p>	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
開示請求に係る個人情報に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
担 当 部 局	電 話 ー

第12号様式 (第9条関係)

個人情報の開示に関する意見書

(あて先) 実施機関の名称	年 月 日
住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	氏名 (法人その他の団体にあつては、名称並びに代表者名及び担当者名)  (担当者名) 電話番号 ( ) -

年 月 日付け第 号で照会がありましたことについて、回答します。	
開示請求に係る個人情報 が記録されている公文書の件名	
<input type="checkbox"/> 私 (本団体) に関する情報を開示しても支障がない。 <input type="checkbox"/> 私 (本団体) に関する情報を開示することには支障がある。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin-left: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">支障がある部分</div> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin-left: 20px; margin-top: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">理由</div> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">)</div> </div>	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第13号様式 (第9条関係)

個人情報の開示に関する決定通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

<p>年 月 日付け第 号で照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報の開示請求について、次のとおり個人情報を開示することを決定しましたので、京都市個人情報保護条例第22条第3項の規定により通知します。</p>	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
開示する個人情報に記録されているあなた（貴団体）に関する情報	
開示の決定をした理由	
個人情報を開示する日	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

第17号様式及び第18号様式を次のように改める。

第17号様式（第12条関係）

個人情報一部非訂正決定通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を訂正せず、その他の部分を訂正することを決定し、これに基づいて訂正したので、同条第3項の規定により通知します。	
訂正請求に係る個人情報 が記録されている 公文書の件名	
訂 正 の 内 容	
訂正をしない部分	
訂 正 し た 日	年 月 日
訂正をしない理由	
担 当 部 局	電話 ー

第18号様式 (第13条関係)

個人情報訂正決定等期間延長通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第27条第4項において準用する同条例第20条第2項の規定により、同条例第27条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
訂正請求に係る個人情報 が記録されている 公文書の件名	
延長する理由	
当初の訂正決定等の 期限	年 月 日
延長後の訂正決定等 の期限	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

第20号様式中「第11条関係」を「第20条関係」に改め、「申出が」を削り、「是正については」を「是正の申出について」に、「第28号第5項」を「第35条第5項」に、「の件名又は内容」を「が記録されている公文書の件名」に改め、同様式を第29号様式とする。

第19号様式中「第11条関係」を「第20条関係」に、

「第1項  
第28条  
第3項」を「第1項  
第35条  
第3項」に、「第15条第2項」を「第

14条第2項」に、「の件名又は」を「が記録されている公文書の件名又は当該個人情報の」に、

「国民健康保険の被保険者証 運転免許証

旅券 戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書 を

その他（ ）」

「健康保険の被保険者証 運転免許証 旅券

外国人登録証明書 住民基本台帳カード

に改め、同様式を第

戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書

その他（ ）」

28号様式とする。

第18号様式の次に次の9様式を加える。

第19号様式（第14条関係）

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第28条の規定により、同条例第27条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
訂正請求に係る個人情報 が記録されてい る公文書の件名	
特例延長する理由	
当初の訂正決定等の 期限	年 月 日
特例延長後の訂正決 定等の期限	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

第20号様式(第15条関係)

個人情報提供先訂正通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

あなた(貴団体)に提供した次の個人情報について、京都市個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。	
あなた(貴団体)に提供した訂正に係る個人情報の内容及び当該個人情報が記録されている公文書の件名	
訂正の内容	
訂正した日	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー



第21号様式（第16条関係）

## 個人情報利用停止請求書

(あて先) 実施機関の名称		年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 本人	住所（法定代理人が法人である場合は、主たる事務所の所在地）
	<input type="checkbox"/> 法定代理人	氏名（法定代理人が法人である場合は、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市個人情報保護条例第30条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項 において準用する同条例第14条第2項 の規定 <input type="checkbox"/> 消去 により、個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止を請求します。 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
本人	住所 氏名 電話 ー
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている公文書の件名	
請求する利用停止の 内容	
利用停止を請求する 理由	
※本人又は法定代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注1 該当するには、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 本人の欄は、請求者が本人である場合は、記入する必要はありません。

4 利用停止請求に際しては、本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

第22号様式（第17条関係）

### 個人情報利用停止決定通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり個人情報の	
<input type="checkbox"/> 消去	
<input type="checkbox"/> 利用の停止 をすること	
<input type="checkbox"/> 提供の停止	
を決定したので、同条第2項の規定により通知します。	
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている公文書の件名	
利用停止の内容	
担 当 部 局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第23号様式(第17条関係)

## 個人情報非利用停止決定通知書

様	年 月 日
実施機関の名称	
印	

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人 情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部の <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 利用の停止をしな <input type="checkbox"/> 提供の停止 いことを決定したので、同条第3項の規定により通知します。	
利用停止請求に係る個人 情報が記録されてい る公文書の件名	
利用停止をしない理由	
担 当 部 局	電話 ー

注 該当する□には、レ印がしてあります。

個人情報一部非利用停止決定通知書

様	年 月 日
実施機関の名称	
印	

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部の <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 利用の停止をせ <input type="checkbox"/> 提供の停止	
<input type="checkbox"/> 消去 ず、その他の部分の <input type="checkbox"/> 利用の停止をすることを決定したので、同条第3項の規定により通知 <input type="checkbox"/> 提供の停止 します。	
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている公文書の件名	
利用停止の内容	
利用停止をしない 部分	
利用停止をしない 理由	
担 当 部 局	電話 ー

注 該当するには、レ印がしてあります。

第25号様式（第17条関係）

### 個人情報利用停止通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、</p> <p>年 月 日付けで行った個人情報の <input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部 の利用停止をする旨の決定に基づき、</p> <p>次のとおり当該個人情報の <input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部 の <input type="checkbox"/>消去 <input type="checkbox"/>利用の停止をしたので、京都市個人情報保護条例 <input type="checkbox"/>提供の停止</p> <p>第33条第5項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている公文書の件名	
利用停止の内容	
利用停止をした日	
担 当 部 局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第26号様式（第18条関係）

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称  <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人情報保護条例第33条第6項において準用する同条例第20条第2項の規定により、同条例第33条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている公文書の件名	
延長する理由	
当初の利用停止決定 等の期限	年 月 日
延長後の利用停止決 定等の期限	年 月 日
担 当 部 局	電話 —

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人情報保護条例第34条の規定により、同条例第33条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
利用停止請求に係る個人情報 が記録されている 公文書の件名	
特例延長する理由	
当初の利用停止決定等の 期限	年 月 日
利用停止請求に係る個人 情報のうちの相当の部分 につき利用停止決定等 をする期限	年 月 日
上記の期限内に利用停 止決定等をする部分	
残りの個人情報につい て利用停止決定等をする 期限	年 月 日
担 当 部 局	電話 —

第29号様式の次に次の2様式を加える。

第30号様式(第21条関係)

### 個人情報保護審査会諮問通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

<input type="checkbox"/> 開示決定等 年 月 日付けの <input type="checkbox"/> 訂正決定等 に対する不服申立てについて、京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、京都市個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第37条の規定により通知します。 <input type="checkbox"/> 利用停止決定等	
不服申立てに係る処分	
開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報記録されている公文書の件名	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担当部局	電話 —

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

- 2 開示請求を拒否し、又は個人情報を保有していないため開示しないこととする京都市個人情報保護条例第19条第2項の規定による決定について不服申立てをしているときは、「開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報記録されている公文書の件名」の欄には、開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容が記載してあります。



第31号様式 (第22条関係)

不服申立てに対する決定(裁決)に基づく開示実施日等通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている個人情報について、次のとおり個人情報を開示することを決定しましたので、京都市個人情報保護条例第38条において準用する同条例第22条第3項の規定により通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
開示する個人情報に記録されているあなた(貴団体)に関する情報	
個人情報を開示する日	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部行政改革課)